

憲法9条1項は「国際紛争を解決する手段として」の戦争・武力の行使および武力による威嚇を永久に放棄すると定める。2項は、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と定める。

この条文は、日本語として意味の明瞭な条文とはいえない。難になるのは、「国際紛争を解決する手段として」の戦争・武力の行使および武力による威嚇を放棄する」という文言である。

同じ文言は、1928年に締結された発効したパリ不戦条約にも現れる。同条約1条は「国際紛争解決の手段として、武力による威嚇を放棄する」という文言である。

「力」は正義なり」

ヘリー提督が黒船を率いて来航し、武力の威嚇によって江戸幕府に開国を迫ったことも、当時の国際法の通説がそれでは違法ではない。

同様に1875年、明治政府が露艦隊を江華島水域に派遣して測量を行い、朝鮮側から砲撃を受けたことを機に宣戦して付近を占領した末、日朝修好条約の締結を迫ったことも、違法ではない。

不戦条約が否定しようとしたのは、当時の国際法の「常識」であった。

この「常識」の基礎を築きあげたのは、国際法の父といわれるグロテウスの著である。グロテウスは正戦論者であり、戦争に訴えるには正当な根拠が必要だと主張したと言われる。しかし、彼の正戦論は少し狭いところがある。

彼によれば戦争は決闘である。国内紛争と異なり、国家と国家の間の紛争については公平中立な裁判所は存在しない。裁判に代わる紛争解決手段が決闘である。決闘はいずれの当事者が正しいかを結果によって決める。つまり勝った方が正しい。侵略目的の戦争は不当だとの見解は、昔からあったが、侵略目的の不当な軍事行動が否かも、結局誰が戦争に勝つかで判断されることとなる。



長谷部 恭男 (Hasegawa Toshiro) 1910年広島市生まれ。憲法学者。東大教授を経て2014年から早稲田大教授。日本公法学会理事長、衆議院憲法調査会委員など。著書「憲法 第7版」「憲法の基礎」「比較憲法論」など。

長谷部 恭男

(早稲田大教授)

戦争で紛争解決 違法に

「力」は正義なり」

ヘリー提督が黒船を率いて来航し、武力の威嚇によって江戸幕府に開国を迫ったことも、当時の国際法の通説がそれでは違法ではない。

同様に1875年、明治政府が露艦隊を江華島水域に派遣して測量を行い、朝鮮側から砲撃を受けたことを機に宣戦して付近を占領した末、日朝修好条約の締結を迫ったことも、違法ではない。

不戦条約が否定しようとしたのは、当時の国際法の「常識」であった。

この「常識」の基礎を築きあげたのは、国際法の父といわれるグロテウスの著である。グロテウスは正戦論者であり、戦争に訴えるには正当な根拠が必要だと主張したと言われる。しかし、彼の正戦論は少し狭いところがある。

彼によれば戦争は決闘である。国内紛争と異なり、国家と国家の間の紛争については公平中立な裁判所は存在しない。裁判に代わる紛争解決手段が決闘である。決闘はいずれの当事者が正しいかを結果によって決める。つまり勝った方が正しい。侵略目的の戦争は不当だとの見解は、昔からあったが、侵略目的の不当な軍事行動が否かも、結局誰が戦争に勝つかで判断されることとなる。

10/28 福井

「力」は正義なり」

ヘリー提督が黒船を率いて来航し、武力の威嚇によって江戸幕府に開国を迫ったことも、当時の国際法の通説がそれでは違法ではない。

同様に1875年、明治政府が露艦隊を江華島水域に派遣して測量を行い、朝鮮側から砲撃を受けたことを機に宣戦して付近を占領した末、日朝修好条約の締結を迫ったことも、違法ではない。

不戦条約が否定しようとしたのは、当時の国際法の「常識」であった。

この「常識」の基礎を築きあげたのは、国際法の父といわれるグロテウスの著である。グロテウスは正戦論者であり、戦争に訴えるには正当な根拠が必要だと主張したと言われる。しかし、彼の正戦論は少し狭いところがある。

彼によれば戦争は決闘である。国内紛争と異なり、国家と国家の間の紛争については公平中立な裁判所は存在しない。裁判に代わる紛争解決手段が決闘である。決闘はいずれの当事者が正しいかを結果によって決める。つまり勝った方が正しい。侵略目的の戦争は不当だとの見解は、昔からあったが、侵略目的の不当な軍事行動が否かも、結局誰が戦争に勝つかで判断されることとなる。

「力」は正義なり」

ヘリー提督が黒船を率いて来航し、武力の威嚇によって江戸幕府に開国を迫ったことも、当時の国際法の通説がそれでは違法ではない。

同様に1875年、明治政府が露艦隊を江華島水域に派遣して測量を行い、朝鮮側から砲撃を受けたことを機に宣戦して付近を占領した末、日朝修好条約の締結を迫ったことも、違法ではない。

不戦条約が否定しようとしたのは、当時の国際法の「常識」であった。

この「常識」の基礎を築きあげたのは、国際法の父といわれるグロテウスの著である。グロテウスは正戦論者であり、戦争に訴えるには正当な根拠が必要だと主張したと言われる。しかし、彼の正戦論は少し狭いところがある。

彼によれば戦争は決闘である。国内紛争と異なり、国家と国家の間の紛争については公平中立な裁判所は存在しない。裁判に代わる紛争解決手段が決闘である。決闘はいずれの当事者が正しいかを結果によって決める。つまり勝った方が正しい。侵略目的の戦争は不当だとの見解は、昔からあったが、侵略目的の不当な軍事行動が否かも、結局誰が戦争に勝つかで判断されることとなる。

「力」は正義なり」

ヘリー提督が黒船を率いて来航し、武力の威嚇によって江戸幕府に開国を迫ったことも、当時の国際法の通説がそれでは違法ではない。

同様に1875年、明治政府が露艦隊を江華島水域に派遣して測量を行い、朝鮮側から砲撃を受けたことを機に宣戦して付近を占領した末、日朝修好条約の締結を迫ったことも、違法ではない。

不戦条約が否定しようとしたのは、当時の国際法の「常識」であった。

この「常識」の基礎を築きあげたのは、国際法の父といわれるグロテウスの著である。グロテウスは正戦論者であり、戦争に訴えるには正当な根拠が必要だと主張したと言われる。しかし、彼の正戦論は少し狭いところがある。

彼によれば戦争は決闘である。国内紛争と異なり、国家と国家の間の紛争については公平中立な裁判所は存在しない。裁判に代わる紛争解決手段が決闘である。決闘はいずれの当事者が正しいかを結果によって決める。つまり勝った方が正しい。侵略目的の戦争は不当だとの見解は、昔からあったが、侵略目的の不当な軍事行動が否かも、結局誰が戦争に勝つかで判断されることとなる。

「力」は正義なり」

ヘリー提督が黒船を率いて来航し、武力の威嚇によって江戸幕府に開国を迫ったことも、当時の国際法の通説がそれでは違法ではない。

同様に1875年、明治政府が露艦隊を江華島水域に派遣して測量を行い、朝鮮側から砲撃を受けたことを機に宣戦して付近を占領した末、日朝修好条約の締結を迫ったことも、違法ではない。

不戦条約が否定しようとしたのは、当時の国際法の「常識」であった。

この「常識」の基礎を築きあげたのは、国際法の父といわれるグロテウスの著である。グロテウスは正戦論者であり、戦争に訴えるには正当な根拠が必要だと主張したと言われる。しかし、彼の正戦論は少し狭いところがある。

彼によれば戦争は決闘である。国内紛争と異なり、国家と国家の間の紛争については公平中立な裁判所は存在しない。裁判に代わる紛争解決手段が決闘である。決闘はいずれの当事者が正しいかを結果によって決める。つまり勝った方が正しい。侵略目的の戦争は不当だとの見解は、昔からあったが、侵略目的の不当な軍事行動が否かも、結局誰が戦争に勝つかで判断されることとなる。